

令和5年度事業計画

当協会は、熊本県内の市町村の健全な発展を図るため、市町村振興宝くじの収益金等を活用して必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的として、次の事業を行う。

1 資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

市町村（熊本市を除く熊本県内の市町村をいう。以下同じ。）の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業に対し、次の資金貸付を行う。 【予算額：810,000千円】

（1）長期貸付

- ア 貸付額 800,000千円
- イ 貸付利率 財政融資資金貸付金利以下の利率で、理事長が定める利率。
ただし、年0.01%を下回らないものとする。
- ウ 償還期限 20年以内（うち据置期間無し、又は3年以内）の1年単位
- エ 償還方法 半年賦元金均等償還
- オ 貸付日 令和5年5月25日及び令和6年3月25日

（2）短期貸付（災害関連事業に限る。）

- ア 貸付額 10,000千円
- イ 貸付利率 財政融資資金貸付金利以下の利率で、理事長が定める利率。
ただし、年0.01%を下回らないものとする。
- ウ 償還期限 同一会計年度内
- エ 償還方法 一括弁済

2 市町村振興宝くじ交付金等交付事業（定款第4条第1号第2号）

（1）市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）交付金の交付

市町村が行う地方財政法第32条に定める事業の財源として、均等割3分の1、人口割3分の2の割合で交付する。 【予算額：65,000千円】

（2）新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）交付金の交付

熊本県から交付される新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益金の全額を、市町村が行う地方財政法第32条に定める事業の財源として、均等割3分の1、人口割3分の2の割合で交付する。 【予算額：220,000千円】

3 市町村職員等人材育成事業（定款第4条第1項第3号）

熊本県市町村職員研修協議会への助成

市町村職員等の人材育成を目的として、市町村職員等の資質の向上並びにその勤務能率の発揮及び増進に寄与することを目的として研修を実施する熊本県市町村職員研修協議会に対して助成を行う。 【予算額：37,000千円】

4 市町村振興助成事業（定款第4条第1項第4号）

地方4団体振興事業補助金の交付

地方4団体（熊本県市長会、熊本県町村会、熊本県市議会議長会及び熊本県町村議会議長会）が行う市町村振興事業等に要する経費に対して補助金を交付する。

【予算額：16,800千円】

（団体別補助限度額）

熊本県市長会	熊本県町村会	熊本県市議会議長会	熊本県町村議会議長会
4,700千円	4,700千円	3,400千円	4,000千円

5 市町村振興実施事業（定款第4条第1項第5号）

地域振興PR事業

熊本県内の市町村の振興及び発展に寄与することを目的として、各市町村の地域情報等をテレビ媒体により発信する。

【予算額：5,000千円】

6 その他事業（定款第4条第1項第6号）

(1) 災害見舞金の交付

大規模災害が発生した市町村（災害救助法の適用区域に指定された市町村に限る。）に対して、災害見舞金を交付する。

【予算額：1千円】

(2) 市町村振興宝くじ及び新市町村振興宝くじの広報宣伝活動

市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）及び新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の販売促進を図るための広報宣伝活動を行う。

【予算額：4,000千円】